

平成30年第8回教育委員会会議議事録

1 開催日時

平成30年5月31日(木) 午後3時00分～午後3時25分

2 開催場所

札幌コミュニティプラザ 会議室

3 出席者

	教 育 長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委 員	瀧本 洋次
	委 員	國安 環
	委 員	東 みどり
事務局	教育部長	岡田 直之
	学校教育課長	山端 広和
	生涯学習課長	石野 郁也
	図書館長	武田 健吾
	給食センター所長	宮田 哲
	総務係長	中山 仁
	学校教育係長	岡田 篤
	学校教育推進員	式見 貴美穂
	学校教育推進員	中村 吉昭
	学校教育推進員	梶原 源基

4 議 事

議案第35号 幕別町文化財審議委員会委員の委嘱について

議案第36号 幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第37号 幕別町図書館アドバイザーの委嘱について

議案第38号 幕別町生涯学習中期計画案の策定について

議案第39号 幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

議案第40号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 ただ今から、第8回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番瀧本委員、3番國安委員を指名いたします。

次に日程第3、前回会議の承認であります。第7回教育委員会会議について別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第7回教育委員会会議を承認いたします。

次に日程第4、事務報告についてお願いいたします。

(ありません。)

菅野教育長 ないようですので、次に議件に入らせていただきます。

日程第5、議案第35号、幕別町文化財審議委員会委員の委嘱について説明を求めます。

生涯学習課長(石野 郁也) それでは、議案第35号幕別町文化財審議委員会委員の委嘱についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧くださいと思います。

本件は、幕別町文化財審議委員会委員の任期が本年5月31日をもちまして満了になりますことから、議案書にありますとおり5名の方について文化財審議委員会委員として委嘱しようとするものであります。

このページの下段に法令等を記載しておりますが、文化財保護法第190条で、市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会を置くことができる、審議会の職務として、教育委員会の諮問に依じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項についての調査審議や、これらの事項に関して、教育委員会に建議するとされているものであります。

幕別町文化財保護条例第18条で、審議委員会は委員5名で組織するとし、識見を有する者、公募による者から教育委員会が委嘱するものとしているところであり、幕別町文化財審議委員会規則第3条で、委員の任期を2年としております。

5名のうち、今回新たに委嘱しようとする方は1名で、5番の榎本允彦氏であります。他の4名の方につきましては、これまでに引き続き委嘱しようとするものであります。

なお、4番の村田辰徳氏と、5番の榎本允彦氏は、幕別町まちづくり町民参加条例の公募に対しお申し込みをいただき、決定された方であります。

委員の平均年齢は63.6歳で、女性は5名中1名であります。

任期につきましては、平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年間になります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第35号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第35号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第6、議案第36号、幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について説明を求めます。

給食センター長(宮田 哲) それでは、議案第36号幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてご説明を申し上げます。

議案書の2ページをご覧くださいと思います。

幕別町学校給食センター運営委員会委員の任期につきましては、2年間であり本年5月31日をもちまして任期満了となりますことから、議案の名簿にあります14名の方を委嘱するものであります。

このページの下段に条例等の抜粋を記載しておりますが、幕別町学校給食センター条例第4条第3項で運営委員会の委員は15人以内とし、教育委員会が委嘱するとされているものです。

運営委員会は給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため設置されており、委員の職務は、教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要事項について審議し、調査研究するとされているものです。

委員構成は幕別町学校給食センター条例施行規則第7条で、学校代表者、父母代表者、教育委員会が必要と認めた者、公募による者とし、同条第2項で任期は2年と定められているところであります。

委員構成につきましては、学校代表者が6名、父母代表者が4名となっており選出にあたりましては、備考欄にありますとおりそれぞれ各学校より推薦をいただいた方となっております。

また、公募による4名の委員の方につきましては、本年3月9日に開催されました「附属機関公募委員選考委員会」におきまして、決定された方となっております。

なお、委員の平均年齢は47.8歳で、女性は14名中9名であります。

任期は平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年間になります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第36号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第36号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第7、議案第37号、幕別町図書館アドバイザーの委嘱について説明を求めます。

図書館長(武田 健吾) それでは、議案第37号幕別町図書館アドバイザーの委嘱についてご説明を申し上げます。

議案書の3ページをご覧くださいと思います。

図書館アドバイザーにつきましては、町民の読書活動及び、図書館事業の振興を図るため、幕別町図書館アドバイザー規則第3条に基づき、10人の方を第3条の第1号にあります、図書館の運営等に関し識見を有する者、第2号の学校教育又は社会教育に識見を有する者、第3号のその他教育委員会が必要と認めた者の3つの区分から委嘱しているところであります。

この度、図書館の運営等に関し識見を有する者の区分による選出の、幕別町商工会の事務局長を務められていた八代芳雄アドバイザーが退職され、また学校教育又は社会教育に識見を有する者の区分による選出の、古舞小学校の教職員でありました清水俊明アドバイザーが人事異動により町外校に転出されました。このことから、八代アドバイザーの後任といたしまして、新たに幕別町商工会の事務局長に就任されました坂口惣一郎氏を、清水アドバイザーの後任といたしましては、図書館に近く来館も多いことから、幕別小学校の長谷川充教頭をアドバイザーとして委嘱しようとするものであります。

任期につきましては、前任者の残任期間であります平成30年5月31日から平成31年1月15日までとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第37号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第37号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第8、議案第38号、幕別町生涯学習中期計画案の策定について説明を求めます。

生涯学習課長（石野 郁也） それでは、議案第38号、幕別町生涯学習中期計画案の策定についてご説明を申し上げます。

議案書4ページをご覧くださいと思います。

本件は、幕別町社会教育委員会に、第6次幕別町生涯学習中期計画案の策定について諮問するものであります。

本町の生涯学習の推進につきましては、平成26年度から平成30年度までの5年間を期間とする「第5次幕別町生涯学習中期計画」に基づいて進めてきたところであります。

しかし、近年、少子高齢化や国際化が進み、高度情報化や地球規模での環境問題、さらには産業構造の変化など、社会情勢の変化は著しいものがあり、こうした中、自ら学び、自ら考え、たくましく生きる子どもたちの育成、そして、町民が生涯にわたって共に学び、共に教えあい、明日への幕別町の「人づくり」、「地域づくり」を担うべく、生涯学習に対する充実が求められています。

このようなことから、新たな時代に対応した生涯学習の方向性を計画的に進めるため、「第6次幕別町生涯学習中期計画（案）」の策定を求めるものであります。

策定に当たりましては、「考慮いただきたい事項」を付しておりまして、1つ目には、第6期幕別町総合計画及び幕別町教育目標に沿ったものであること。2つ目には、計画期間を平成31年度から平成35年度までの5年間とすることとしております。

なお、答申につきましては、平成31年3月31日までとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません。）

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第38号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

菅野教育長 異議なしと認め、議案第38号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第9、議案第39号、幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱について説明を求めます。

学校教育課長（山端 広和） それでは議案第39号幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをご覧くださいと思います。

本補助金につきましては、私立幼稚園に通う子どもの保護者に対する経済的負担の軽減と公立・私立幼稚園間の格差の是正を図るものとして、国で定めます基準に準じて要綱を定め、補助金を交付しているものであります。

この度、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、補助限度額の一部が見直されまして、5つの所得階層のうち、一区分の所得階層で第1子及び第2子に係る補助限度額が引き上げられましたことから、本町におきましても所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

別紙の議案第39号説明資料の新旧対照表1ページをご覧くださいと思います。

この度、改正する箇所には、下線を引いておりますが、現行の別表第1、第2表の補助限度額を改正するものであります。

はじめに、別表第1についてであります。この表は、1人の就園の場合及び同一世帯から複数人が就園している世帯に係る表となっておりますが、今回改正するのは、第3階層の市町村民税の所得割課税額7万7千100円以下の世帯で「1人就園の場合及び同一世帯から2人以

上就園している場合の第1子」の補助限度額を、現行の年額13万9千200円から、4万8千円増の年額18万7千200円に、同じく第3階層の世帯の「同一世帯から2人以上就園している場合の第2子」の補助限度額を、現行の年額22万3千円から、2万4千円増の年額24万7千円に引き上げるものであります。

次に、別表第2についてであります。この表は、就園する幼児のほか、兄、姉が小学校1年から3年生までの兄や姉がいる第2子、第3子以降の幼児が就園している世帯など、いわゆる多子世帯等に係る表であります。

今回改正するのは、第3階層の市町村民税の所得割課税額7万7千100円以下の世帯で、「兄、姉がいる第2子」の補助限度額を、現行の年額22万3千円から、2万4千円増の年額24万7千円に引き上げるものであります。

なお、この改正に伴う影響額については、昨年の対象者での試算になりますが、幼児29人で、金額は98万4千円の増と試算しているところであります。

次に、議案書の5ページにお戻りください。附則についてであります。この要綱は公布の日から施行し、平成30年4月1日に遡及して適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 異議なしと認め、議案第39号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第10、議案第40号要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、プライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。このほか質疑はございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 ないようですので、以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第8回教育委員会会議を閉じます。